

東日本大震災 無料困りごと相談・ 法律相談会

震災により、法律問題や税金問題でお悩みの方そのほか生活全般の困りごとがある方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いません。

どうぞ気軽に相談ください。

●日時 平日 13時～17時
※曜日によって相談員・相談時間が変わりますので、左記の相談員の項目で確認してください。

●相談員

福島県弁護士会、
相馬市四団体協議会(司法書士会・行政書士会・土地家屋

調査士会・税理士会)、福島県社会保険労務士会

△弁護士会

主な相談内容＝原発事故による損害賠償、多重債務、離婚、相続問題、労働問題、金銭トラブル

月・木曜日 15時～17時

△司法書士会

主な相談内容＝相続手続き、売買、贈与、登記、会社、法人設立、変更登記

火・水・金曜日 13時～16時
△税理士会

主な相談内容＝所得税、相続

税、贈与税、法人税
金曜日 15時～17時

▽行政書士会

主な相談内容＝農地転用許可申請、その他官公庁許認可申請

月曜日 13時～15時
△土地家屋調査士会

主な相談内容＝分筆、測量、

土地建物の調査

水曜日 15時～17時
△社会保険労務士会

主な相談内容＝雇用保険、労災保険、健康保険、休業手当、解雇、年金問題

木曜日 13時～15時
●行政相談

●日時 4月9日(火)

10時～12時

多重債務相談

●日時 毎日(土、日、祝日)
を除く) 8時30分～17時

必要に応じて弁護士相談を受けることができます。

無料法律相談会

日常生活の悩みなど、法律的な観点から無料で相談を行います。

希望する方は生活環境課まで予約ください。

月・木曜日 15時～17時

△司法書士会

主な相談内容＝相続手続き、

売買、贈与、登記、会社、法人設立、変更登記

火・水・金曜日 13時～16時
△税理士会

主な相談内容＝所得税、相続

②4月19日(金)
13時～16時30分

▽行政書士会

主な相談内容＝農地転用許可申請、その他官公庁許認可申請

●日時 每日(土、日、祝日)
を除く) 8時30分～17時

○市民相談

●日時 每日(土、日、祝日)

○交通事故相談

●日時 4月4日(木)

②4月18日(木)
9時～17時

○消費生活相談

訪問販売・商品トラブルなどについて。

●日時 每日(土、日、祝日)
を除く) 8時30分～17時

○生活困りごと相談

ここまで相談場所・問い合わせ先 生活環境課(☎372144)

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。

月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時、生活サポート相談センター(総合福祉センター内) ☎362015

解説 相続登記

ここでは、相続登記を行わないことで生じるさまざまな諸問題や、相続登記に関する疑問などを、全10回に分けて掲載します。

第6回 相続しないつてできるの?

Q 先日父が亡くなったのですが、かなりの借金があるようです。

A 借金は相続の対象になりますか?

A 借金も相続の対象になりますので、放置していくとそのまま引き継いでしまいます。

A 家庭裁判所に「相続放棄」を申し出ることにより、プラス・マイナスに関係なく、一切の財産を引き継がなくなるので、

A 借金が多い時には有効です。

また、プラスとマイナスどちらが多いか微妙な

時には、清算後にプラスの財産が残った時だけ相続する「限定承認」とい

う手続きもあります。

いずれの場合も、一部でも相続財産を処分してしまったり、自分が相続人になったことを知つてから3カ月以上経過する

と、原則として手続きが取れなくなるので注意が必要です。

次回は、第7回「亡くなつた父が建築した建物の登記がない場合、どうするの?」を紹介します。

不明な点は左記まで問い合わせください。

●問い合わせ先

△福島県司法書士会(☎024-534-7502)

△福島地方法務局(☎024-534-2045)

休日の当番医

4月の行事予定

(3月15日現在)

4月 7日 (日)	わたなべ胃腸内科	大曲字大毛内	26-5061
4月 14日 (日)	すぎやまこどもクリニック	大曲字大毛内	26-5111
4月 21日 (日)	米村胃腸科内科医院	中村一丁目	35-2880
4月 28日 (日)	菜のはなこどもクリニック	中村字川沼	36-8739
4月 29日 (月)	阿部クリニック	中村一丁目	35-2553
4月 30日 (火)	渡辺病院	新地町駒ヶ嶺	63-2100

*診療時間は9:00～16:00

*救急医療病院は公立相馬総合病院(☎ 36-5101)
相馬中央病院(☎ 36-6611)

月日	行事名	時間	場所
4月 5日 (金) ～21日 (日)	桜まつり	一	馬陵公園
4月 14日 (日)	第38回市民総参加空き缶拾い	6:00	市内全域
4月 28日 (日)	第42回新日本舞踊村井流相撲会発表会	10:30	市民会館

休日の当番歯科医

献血にご協力を

4月 7日 (日)	木幡歯科医院	南相馬市鹿島区	46-2244
4月 14日 (日)	新開歯科医院	中村字宇多川町	36-3214
4月 21日 (日)	大町病院	南相馬市原町区	24-2333
4月 28日 (日)	山本歯科医院	中野字寺前	35-2853
4月 29日 (月)	山田歯科医院	南相馬市原町区	23-2709
4月 30日 (火)	菅野歯科医院	塙ノ町二丁目	36-1525

*診療時間は9:00～16:00

月 日	時 間	場 所
5月 31日 (金)	13:30～15:00	フジモールド工業(株)
	15:30～16:30	相馬地方広域水道企業団

*採血は医師の診断の上、行います。

金融商品取引法違反および
会社法の特別背任で起訴され、
東京拘置所に勾留中の大手自動車会社元会長が保釈されました。逮捕から108日目でした。
争いのない定型的な事件であれば逮捕から判決を経て事件が終了するぐらいの日数なので、数字だけを見ると、実務上は拘束時間が極端に長いという印象は受けません。ただ、それは一般論の話で、無罪を争う事件では話は別です。逮捕・勾留という手続きは、ある日突然、人を社会から隔離し、刑務所に入つたかのように不自由とストレスを科します（とはいっても、受刑者の処遇はもっと厳しいですが…）。そのため、本人は、一刻も早く正常な生活環境に戻りたいと考えますし、弁護人も、こ

取材・報道の自由

ただ、晴れて保釈を得ても、世間の耳目を集める事件では、社会は試練を科します。冒頭の事件は、元会長が作業員に変装して拘置所から出てくる姿が報道されました。これに

関して、「やましいことがあ

るから、変装してこそ出

てきたに違いない」と考える人もいるかもしれません。本件ではおよそ考えられない。明らかに拘置所出口で待

た、いわゆる日本型のメディアスクラム（集団過熱取材）に対する問題提起と読むのが自然でしょう。今回の依頼者は「庶民」ではないですから。

国民が適切な意思決定をするためには、適切な情報を得ることが必要です。取材・報道の自由はそのため最大限の保障を受けています。自身の立場を見失い、権利・自由の濫用に至れば、規制が必要になります。結果として、自身の基礎を失うことになりかねません。このことは、全てに通じると思います（反省）。

の騒動について」参照)。

エッセー 法律あれこれ



企画政策部 参事
弁護士 小津充人

大阪府出身。平成17年弁護士登録。大阪の法律事務所で4年勤務後、日本弁護士連合会などの支援で設置された公設事務所(秋田県大館市)に所長として赴任(6年間)。平成28年4月より現職(福島県弁護士会会員)。

書き物では、最も言いたいことは最後に記載するのが一般的ですが、同ブログは次の文章で締められています。

2019年度 予防接種

●問い合わせ先 保健センター (☎ 35-4477)

定期の予防接種(登録医療機関で接種)

※予防接種法の改正により変更になる場合もあります。

予防接種の種類	対象年齢	接種回数
ヒブワクチン		
小児用肺炎球菌ワクチン	生後 2 カ月～ 5 歳未満	最大 4 回接種 ※年齢により接種回数が異なります。
B 型肝炎	生後 12 カ月未満	27 日以上の間隔をおいて 2 回接種後、 1 回目から 139 日以上の間隔をあけて 1 回接種
4 種混合 ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風	生後 3 カ月～ 7 歳 6 カ月未満	▽ 1 期初回： 3 ～ 8 週間の間隔をあけて 3 回接種 ▽ 1 期追加： 1 期初回 3 回目終了後、 6 カ月以上（ 1 年～ 1 年 6 カ月あけるのが望ましい）の間隔をあけて 1 回接種
ポリオ		▽ 1 期初回： 3 ～ 8 週間の間隔をあけて 3 回接種 ▽ 1 期追加： 1 期初回 3 回目終了後、 6 カ月以上の間隔をあけて 1 回接種
BCG	生後 5 カ月～ 8 カ月までの間（ 1 歳未満）	1 回接種
水痘（水ぼうそう）	生後 12 カ月～ 36 カ月未満 ※水痘に罹患した方は対象となりません。	3 カ月以上の間隔をあけて 2 回接種
MR 1 期 麻しん風しん混合	生後 12 カ月～ 24 カ月未満	1 回接種
MR 2 期 麻しん風しん混合	平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日 生まれ（幼稚園などの年長児）	
日本脳炎	1 期：満 3 歳～ 7 歳 6 カ月未満 2 期： 9 歳～ 13 歳未満 ● 2 期通知対象者 ▽平成 21 年 4 月 2 日～ 平成 22 年 4 月 1 日生まれ（小学 4 年生）	▽ 1 期初回： 1 ～ 4 週間の間隔をあけて 2 回接種 ▽ 1 期追加：初回 2 回目終了後、おおむね 1 年後に 1 回接種 ▽ 2 期： 1 回接種（ 9 歳以上の方で、 1 期追加終了後おおむね 5 年の間隔をあけるのが望ましい）
2 種混合 ジフテリア・破傷風	平成 19 年 4 月 2 日～ 平成 20 年 4 月 1 日生まれ（小学 6 年生）	1 回接種
子宮頸がん 予防ワクチン	平成 15 年 4 月 2 日～ 平成 20 年 4 月 1 日生まれ (小学 6 年生～高校 1 年生相当) の女子	3 回接種 ※ワクチンの種類により接種間隔が異なります。

●料金 上表の対象者は無料。対象年齢を過ぎると、全額自己負担となります。

●持参品 ▽母子健康手帳▽予診票▽保険証

※予診票をお持ちでない方は、母子健康手帳を持参して保健センターに来てください。

●市登録医療機関 ▽あらき産婦人科クリニック▽公立相馬総合病院▽すぎやまこどもクリニック▽菜のはなこどもクリニック▽羽根田医院▽浜通りふれあい診療所▽早川医院▽やまぐち小児科医院▽わたなべ胃腸内科

※各医療機関、実施予防接種の種類、受付時間などは事前に確認ください。

※いずれの医療機関も日・祝日は休診、年末年始などの休診に注意ください。

日本脳炎予防接種特例措置～合計 4 回受けましょう～

平成 17 年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方は、接種回数を確認して受けしてください。

【平成 19 年 4 月 2 日生まれ～平成 21 年 10 月 1 日生まれ】 9 歳から 13 歳未満までに 1 期の未接種分と 2 期が受けられます。

【平成 11 年 4 月 2 日生まれ～平成 19 年 4 月 1 日生まれ】 20 歳未満までに未接種回数分が受けられます。

市外で予防接種を受ける方へ

▽県内で受ける方 県広域予防接種実施医療機関で接種可能です。詳しくは、県医師会ホームページを確認ください。

▽県外で受ける方 事前の申請が必要です。詳しくは、保健センターへ問い合わせください。

長期療養者に対する定期予防接種の機会の確保について

白血病などの長期療養を必要とする重篤な疾病にかかったなど、やむを得ず定期の予防接種が受けられなかつた方（対象年齢内の定期予防接種として受けられなかつた予防接種のみ）は、接種料金の助成が受けられます。

接種前に、保健センターへ問い合わせください。

～みんなの声を聞かせてください～

「相馬市長への手紙」受付中

市では、みんなの声を市政に反映させたいと考えています。

まちづくりの主役はあなたです。みんなの声を聞かせてください。

1 募集意見

市が行う事業や制度、管理する施設などに対する建設的なご意見やご要望、またはご提案など、市民のみなさんの声を聞かせてください。

2 対象となる人

市内に住んでいる人や通勤・通学している人であれば、どなたの手紙でもお受けします。

- - - - - (山折り) - - - - - (山折り) - - - - -

3 手紙の出し方

- ①裏面に意見・要望・住所・氏名・回答希望の有無などを記入してください。
- ②この用紙が封筒になりますので、「のり付け部分」にのりを付け、三つ折りにしてください。
- ③郵便ポストに投函してください。(切手を貼る必要はありません)。

4 回答までの流れ

- ①市長がすべての手紙に目を通し、回答します。
- ②個人情報を伏せた状態で、手紙と回答内容を広報紙やホームページなどに掲載予定です。
※内容によっては回答に時間がかかるものや、すぐに解決できないものもあります。
- ※市政に関係ないことや誹謗、中傷、プライバシーに関すると判断できる場合は、回答できません。

5 個人情報の取り扱い

この手紙の個人情報は、本人への回答することだけに使用し、その他の目的には使用しません。

(問い合わせ先 情報政策課 広報広聴係 電話 37-2117)

- - - - - (山折り) - - - - -

(受取人)

相馬市中村字北町 63-3

料金受取人払郵便
相馬局認
差出有効期限
2020年3月
31日まで
(切手不要)



相馬市長 立谷 秀清 行

市長への手紙

9 7 6 8 7 9 0



のり付け部分①

のり付け部分②

のり付け部分①

のり付け部分②

住所	〒				
氏名	男・女				
電話		年齢	歳		
職業	1 会社員 5 主婦	2 農業 6 学生	3 自営業 7 その他	回答	1 希望する 2 希望しない

匿名の手紙には回答できませんので、枠内はすべて記入してください。

相馬市地域防災計画を改訂



市防災会議

復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視します。

▽自助・共助・公助の連携
大規模災害では公助（行政）の対応には限界があり、過去の災害では、自助（市民・家族・事業所）、共助（自主防災組織など）による助け合いによって、多くの命が救助されました。

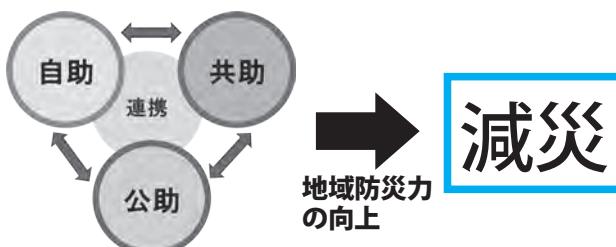
1月31日、市防災会議を開催し、行政、警察、消防、医療、福祉、建設、区長会、女性などの各種団体の代表者34人に對し、会長の市長から委員を委嘱。計画の改訂案について審議が行われ、了承されました。

今後、市は、改訂後の新しい計画の下、個別の防災対策に取り組んでいきます。

●改訂後の新しい計画

▽基本方針
東日本大震災の教訓より、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視します。

東日本大震災の教訓より、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視します。



新しい計画の構成

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 災害応急対策計画
- 第4編 災害復旧・復興計画
- 第5編 個別災害対策計画
 - 第5編-1 風水害対策計画
 - 第5編-2 地震災害対策計画
 - 第5編-3 津波災害対策計画（新設）
 - 第5編-4 海上災害対策計画
 - 第5編-5 林野火災対策計画
 - 第5編-6 大規模な火事災害対策計画
 - 第5編-7 原子力災害対策計画（新設）
- 第6編 資料

▽計画の構成
改訂後の新しい計画は、各種災害対応に共通となる「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧・復興計画」をまとめ、「個別災害対策計画」に風水害や地震災害の対策計画に加え、津波災害および原子力災害の対策計画を新設して全6編で構成しました。

また、隣接する南相馬市、飯館村が原子力防災対策の重点区域内であり、東京電力福島第一原発の事故では、本市でも放射性物質の飛来が確認され、放射線量測定による安全確認が必要となつたことを踏まえ、原子力災害対策計画

●問い合わせ先 地域防災対策室（☎ 372121）
を策定しました。
※市ホームページに改訂後の地域防災計画を掲載していますので、詳しくはホームページをご覧ください。

委嘱状を受け取る渡部順子
市女性消防隊隊長

☎ 35-6633 で防災行政無線の放送を確認できます。

(防災無線の放送が聞きづらい場合は利用ください。)

●問い合わせ先 地域防災対策室（☎ 37-2121）

2019年度 狂犬病予防注射（集合注射）日程

実施日	実施会場	実施時間
5月13日 (月)	初野集会所	9:00～9:20
	椎木多目的集会所	9:30～9:45
	大坪公会堂	9:55～10:10
	大野公民館	10:20～10:35
	西部子ども公民館	10:45～11:05
	小野多目的集会所	11:15～11:40
	石上多目的集会所	13:20～13:45
	塙部公会堂	13:55～14:10
	東部公民館	14:25～14:50
	相馬双葉漁業協同組合 松川支所前	15:00～15:15
5月14日 (火)	東玉野農林業研修所	9:20～9:35
	玉野公民館	9:45～10:00
	副靈山生活改善センター	10:10～10:25
	小田原停留所前	11:05～11:20
	並木（宮林署跡地）	13:20～13:35
	横川公会堂	13:45～14:00
	山上公民館	14:10～14:30
	粟津多目的集会所	14:40～15:00
	川沼集会所	15:10～15:30
	百瀬コミュニティーセンター	9:00～9:15
5月15日 (水)	飯豊公民館	9:25～10:00
	柏崎公会堂	10:10～10:30
	川端公会堂	10:40～10:55
	JAふくしま未来相馬地区磯部梨共同選果場	11:05～11:20
	蒲庭公会堂	13:20～13:35
	立切防災集会所	13:45～14:00
	獺庭防災集会所	14:10～14:25
	柚木公会堂	14:35～14:50
	八幡公民館	15:05～15:35
	日立木公民館	9:00～9:40
5月16日 (木)	日立木農協支所跡（日立木駅近く）	9:50～10:10
	台町多目的集会所	10:20～10:40
	台公会堂	10:50～11:05
	富沢公会堂	11:15～11:30
	和田公会堂	13:20～13:40
	細田公会堂	13:50～14:25
	刈敷田集会所	14:35～15:10
	松川浦パークゴルフ場駐車場	9:00～9:15
	北飯渕公会堂	9:25～9:45
	本笑公会堂	9:55～10:10
5月17日 (金)	坪ヶ迫団地集会所	10:20～10:35
	木村学院	13:20～13:40
	清水集会所	13:50～14:05
	スポーツアリーナそうま駐車場	14:15～15:15

犬の飼い主のみなさんへ 狂犬病の予防注射を 実施します

●問い合わせ先 生活環境課（☎ 37-2143）

本年度の飼い犬の狂犬病予防注射を左表の日程で実施しますので、都合の良い会場で受けてください。

登録されている犬の飼い主の方には、4月中旬に「お知らせのはがき」を送付します。犬の登録状況および犬の健康状態を確認し、「お知らせのはがき」の問診票欄をチェックの上、当日会場にはがきを持参ください。また、登録のない犬も会場で登録を行い、注射を受けることができます。

今回の実施会場で予防注射を受けられなかった場合は、動物病院で受けてください。

※犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年一回受けさせることが法律で義務付けられており、違反すると20万円以下の罰金の対象になりますので注意ください。（狂犬病予防法第5条および第27条）

※飼い犬の死亡や登録した住所に変更などがある場合は、生活環境課まで連絡ください。

●集合注射の料金

▽注射のみ = 3,200円（注射料2,650円、注射済票550円）

▽登録手続きと注射 = 6,200円（犬の登録料3,000円、注射料2,650円、注射済票550円）

【集合注射以外で狂犬病予防注射を 実施した飼い主さんへ】

別途狂犬病予防注射済票の交付が必要になりますので、注射証明書を生活環境課まで持参ください。

※動物病院などで注射を受ける場合は、集合注射の料金とは異なる場合があります。

◆ペットはルールを守って飼いましょう

犬や猫などはルールを守って、最後まで責任をもって飼いましょう。

▽犬は必ず登録し、毎年1回の狂犬病予防注射を受けましょう。（鑑札や注射済票は犬につけておかなければなりません）

▽ワンの後始末は飼い主にとって最低限のマナーです。公園や道路を清潔にし、住みよい町にしましょう。

平成31年度国民年金保険料などのお知らせ

● 平成31年度国民年金保険料
額＝月額16、410円

※付加年金の保険料（月額400円）の変更はありません。

※昨年度の保険料は、月額16、340円です。

● お得な前納制度

4月中に6カ月分、1年分または2年分をまとめて納付することで、保険料が割引される制度です。

納付書による納付の場合は、6カ月で800円、1年で3、500円、2年で14、520円が割引されます。

※前納制度を利用するには年金事務所に申し込みが必要です。

● 便利でお得な口座振替

口座振替は納め忘れの心配がなく、金融機関などへ行く手間が省けます。また、前納などによる割引率も納付書で納めていただくよりもさらに優遇されます。

● 学生納付特例制度の案内

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の

所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である過程）に在学する学生などで本人の前年

所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】
118万円+（扶養親族などの数×38万円）

学生納付特例申請は4月より受け付けを開始しますが、申請には、在学証明書の原本または学生証の写し（裏面に有効期限、学年、入学年月日がある場合裏面の写しも必要がある）を添付の上、年金事務所または市保険年金課窓口で申請する必要があります。（郵送申請可）昨年度に承認を受けた方で今年度も同じ学校などに在学予定であれば、3月～4月にかけて再申請の用紙が日本年金機構より送られま

すので、引き続き学生納付特例制度を希望する場合は必要事項を記入の上、返送ください。4月末までに再申請の用紙が届かない場合はお手数ですが、昨年と同じ手続きが必要となります。

※過去分の免除などの申請は、申請が遅れると申請できる期間が短くなりますので、申請期限を左の表で確認し、速やかに申請してください。

● 産前産後期間の免除
4月から産前産後期間の免除が開始しています。国民年金保険料を納付する方で、2月1日以降に出産した方は、忘れずに市保険年金課まで届け出してください。

● 追納制度
学生納付特例や免除などになった場合は、保険料を全額納付したときより将来もらえる年金の受給額が少なくなるため、多く年金を受け取った方のために10年以内であればあとから納めること（追納）ができます。追納を希望する場合、年金事務所に申し

け出ができます。出産前に届け出する場合、母子健康手帳などが必要です。

● 問い合わせ先
△ 保険年金課（☎372141）
△ 相馬年金事務所（☎365172）
※ 音声がなりましたら、5を選択してください。

表1 免除・猶予の申請可能期間と前年所得の関係
※平成31年4月末までに申請した場合

年度（注1）	免除・猶予の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成28年度分	平成29年3月～6月	平成27年中所得
平成29年度分	平成29年7月～平成30年6月	平成28年中所得
平成30年度分	平成30年7月～平成31年6月	平成29年中所得
平成31年度分（注2）	平成31年7月～平成32年6月	平成30年中所得

（注1）免除・猶予での「年度」とは、7月から翌年の6月までの1年間となります。

（注2）平成31年度分は、本年の7月以降の申請受け付けとなりますので注意ください。

表2 学生納付特例の申請可能期間と前年所得の関係
※平成31年4月末までに申請した場合

年度	学生納付特例の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成28年度分	平成29年3月	平成27年中所得
平成29年度分	平成29年4月～平成30年3月	平成28年中所得
平成30年度分	平成30年4月～平成31年3月	平成29年中所得
平成31年度分	平成31年4月～平成32年3月	平成30年中所得

固定資産税係からのお知らせ

【固定資産価格などを縦覧することができます】

平成31年度固定資産税について、土地の固定資産税の納税者は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の固定資産税の納税者は、家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

当該納税者の代理人として委任状を持参された方、当該納税者の同一世帯の親族で納税者からの委任がある方も縦覧できます。

市内の土地または家屋の価格などを知ることができます。

※非課税のものを除く。

縦覧は無料です。ただし、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、委任状など）を持参ください。

● 縦覧期間 4月1日（月）

～5月7日（火）
※土・日・祝日を除く8時30分～17時。

● 縦覧場所 税務課窓口

【固定資産課税台帳を閲覧することができます】

固定資産税の納税義務者は、その固定資産の平成31年度固

定資産課税台帳を閲覧することができます。縦覧期間中に閲覧する場合は無料です。本人確認書類を持参ください。

借地借家人なども当該権利の目的である固定資産を閲覧できます。本人確認書類と、閲覧者と対象物件との関係がわかるもの（賃貸借契約書など）を持参してください。この場合の閲覧手数料は1回200円です。

● 閲覧期間 4月1日（月）

～2020年3月31日（火）
※土・日・祝日および12月29日から1月3日までを除く8時30分～17時。

【固定資産課税減免区域の変更】

平成27年度に指定した津波浸水による全額減免区域について、次の要件に該当する区域は平成31年度から対象外となります。

● 農地・山林など 除塩など

の復旧が完了し作付けができる土地およびその周辺土地は平成31年度から通常の課税に移行します。

● 問い合わせ先 税務課固定資産税係（☎ 372-1228）

● 宅地・家屋 住居や事務所・店舗・倉庫・駐車場などに使用開始した土地・家屋は、その周辺の社会資本の復旧状況を勘案し平成31年度分の固定資産税を2分の1減免します。

【新元号の表記】

新元号は、4月1日に公表となり、5月1日に改元（予定）となります。そのため、固定資産税の納税通知書および納付書に記載されている納期限は、次とおり読み替えて納入ください。

▽第1期分「平成31年5月7日」を「2019年（新元号元年）5月7日」

▽第2期分「平成31年7月31日」を「2019年（新元号元年）7月31日」

▽第3期分「平成31年12月25日」を「2019年（新元号元年）12月25日」

▽第4期分「平成32年2月28日」を「2020年（新元号2年）2月28日」

● 開催日 4月20日（土）

13時30分～15時

● 受付時間 8時30分～17時

● 場所 南相馬市民情報交流センター大会議室（南相馬市原町区旭町2-7-1）

● 内容 集団予防接種でB型肝炎になつた人とその家族を対象とした弁護士による無料相談会

● 参加費 無料

※申し込み不要。
※事前に申し込まれた方が優先ですが、当日会場でも受け付けます。

● 問い合わせ先 全国B型肝炎訴訟新潟事務所 全国B型肝炎訴訟新潟弁護団 代表 足立定夫（☎ 025-223-1130、ファックス025-372-1228）

弁護士による B型肝炎特措法 無料相談会



～市内21ルートに拡大～ おでかけミニバス運行中!!

市は、65歳以上の方々の買い物支援と中心市街地活性化を目的として「おでかけミニバス」を運行しています。 詳しくは、問い合わせください。

●問い合わせ先 企画政策課（☎ 37-2132）

仮徴収のお知らせ

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

平成31年度も4月から介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金差し引き）を継続します。

年額が確定するのは、住民税が確定してからのため、7～8月ですが、平成31年2月の差引額を参考として4、6、8月も特別徴収（年金差し引き）します（仮徴収）。

年額の確定を待つて特別徴収（年金差し引き）を始めるにと、10、12、2月の3回で納めることになり、1回当たりの差引額が大きくなってしまします。そのため、あらかじめ仮に計算した金額で早い時期から特別徴収（年金差し引き）を開始します。

仮徴収額は平成30年度保険料（税）納入通知書に記載しております。

なお、不明な点などがあれば、問い合わせください。

●問い合わせ先 税務課市民税係（☎372127）

前年度

年金支払月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
例 介護保険料額 75,240円 第5段階の場合	12,000円	12,000円	12,000円	13,240円	13,000円	13,000円

4月の時点では、その年の介護保険料がまだ決定していないため、4月、6月、8月は、仮徴収として、前年度の2月と同じ額を差し引きします。

今年度

年金支払月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
例 介護保険料額 75,240円 第5段階の場合	13,000円	13,000円	13,000円	12,240円	12,000円	12,000円

7月本決定

所得、課税状況をもとに所得段階を決定し、年間の介護保険料の本決定をします。
年額から仮徴収した後の残りの額を10月、12月、2月から差し引きします。

有効期限が平成31年3月31日までの国民健康保険一部負担金免除証明書をお持ちの方は、免除期間が1年間延長になりました。新たに有効期限は平成32年3月31日です。
4月1日から使用できる免除証明書は、3月下旬に住所地へ郵送しましたので、記載内容を確認の上、利用ください。
ただし、主たる生計維持者たるに申請ください。

免除期間延長の対象となる方

【有効期限が平成32年3月31日まで延長される方の事由】

- ①住家が全半壊（全半焼）またはこれに準ずる被災をした
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った
- ③主たる生計維持者が行方不明

【再度申請が必要な方の事由】

- 現在もなお、次の④・⑤に該当する方で、失業給付・傷病手当金・補償金などを受給していない場合は申請してください。
- ④大震災により主たる生計維持者が事業を廃止または休止した
 - ⑤大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入がない

が事業を廃止または休止、および失業し現在収入がないなどの事由により免除証明書の交付を受けていた方は、現在もその事由が継続している場合にのみ免除期間が延長になりますので、再度申請が必要です。該当すると思われる方に申請書を住所地へ郵送しましたので、該当する場合は申請ください。

原発事故被災者以外の方の国民健康保険一部負担金免除期間が延長されます

※有効期限は改元期日以降、新元号に読み替えます。
●問い合わせ先 保険年金課国民健康保険係（☎372140）

昭和37年から昭和54年までの間に生まれた男性は

風しん抗体検査を受けましょう

昨年より風しんの発生数増加に伴い、厚生労働省は成人男性対象の風しん定期接種（抗体検査および予防接種）の実施を決定しています。

開始時期などの詳細は、住民登録のある市区町村に問い合わせください。

● 内容 抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査と予防接種の実施

● 対象 1962年（昭和37年）4月2日から1979年（昭和54年）4月1日までの間に生まれた男性

● 接種料金 原則無料

※対象となる男性は、住民登録のある市区町村から発行されるクーポン券を使用すれば、原則無料で抗体検査を受けられ、その検査の結果が陰性の場合は、予防接種も無料で受けられます。

※2019年度は、1972年（昭和47年）4月2日から1979年（昭和54年）4月1日までの間に生まれた男性に、市区町村からクーポン券が送付されますが、



●問い合わせ先 保健センター（☎ 354477）

1962年（昭和37年）4月2日から1972年（昭和47年）4月1日までの間に生まれた男性も、市区町村に希望すればクーポン券の発行を受けることができます。

松ヶ房ダムからのお知らせ

松ヶ房ダムの貯水量管理に最善を尽くしていますが、昨年の10月以降の降水量が例年になく少量であったため、現時点のダム貯水量は6割で、例年の同時期に比べ少ない状態となっています。

間もなく水稻の作付けが開始されますが、今後も雨の少ない天気が続いた場合は水不足が懸念されます。

ダム放水量も綿密に管理していくが、各水利組合や耕作者の皆さんにも、地域の溜池などの水利施設を有効活用していただき、適切な貯水管理をお願いします。

お詫びと訂正

広報そうま3月1日号の表紙に記載しました広報紙発行番号において、下記のとおり訂正し、お詫びします。

●発行番号
(誤) No.1038 → (正) No.1036

●問い合わせ先 情報政策課
広報広聴係（☎ 37-2117）

主な改正点は左記のとおりです。
●児童ポルノなどの提供を求める行為の禁止
△青少年に対し、不当な手段により、児童ポルノなどを提供するよう求める行為は罰則を持つて禁じられます。

●インターネット利用環境の整備（次のことが義務化され

福島県青少年健全育成条例の一部が改正されます

ます)

△携帯電話販売事業者は、帶電話を販売する際、青少年または保護者に、フィルタリングなどの内容を説明し、説明書を交付します。

△フィルタリングなどを希望しない場合、保護者は携帯販売事業者に理由書を提出します。

△携帯電話販売事業者は、その理由書を記録・保存します。児童ポルノなどの提供を求められた場合は、すぐに近くの警察署へ相談してください。

条例の一部改正内容や相談窓口などは、県のホームページに掲載されています。

●JR Fukushima https://www.pref.

●問い合わせ先 生涯学習課
(☎ 372187)

ごみを出す時はステーション番号と個人登録番号を必ず記入してください

ごみステーションの利用は登録制です。ごみの適正処理のため、ごみ袋には必ずステーション番号と個人登録番号を記入してください。番号の書かれていないごみ袋は収集されない場合があります。

なお、番号がわからない場合は生活環境課まで問い合わせください。

●問い合わせ先 生活環境課（☎ 37-2143）

「ふるさと相馬」歌碑の 再建式典を行います

ふるさと相馬を愛する会は、
東日本大震災で一時流失した
「ふるさと相馬」歌碑を震災

からの復興を祈念し、再建し
ます。再建式典は次のとおり
です。

●日時 4月20日(土)10時

●場所 鵜ノ尾岬下駐車場
(うぐいすトイレ側)

※当日は会場内に駐車できな
いため、松川浦新漁港に臨
時駐車場を用意し、会場ま

でシャトルバスを運行しま
す。
詳細は問い合わせください。

※式典終了後、オカリナ、創作
ダンス、相馬民謡、そし
て「さとう宗幸さん」のミ
ニコンサートを行いますの
で、ぜひ来場ください。

●問い合わせ先 ふるさと相
馬歌碑再建実行委員会 鈴木
(☎090-2020-0885)

- 日時 10月31日
●応募期間 募集定員に達す
るまで随時
- プールオープン期間 5月
1日～10月31日



- 市民プールで監視業務や
プール清掃などをを行う臨時職
員を次の内容で募集します。
希望する方はハローワーク
で求人情報を確認の上、ぜひ
応募ください。
- 採用方法は、履歴書とハ
ローワークの紹介状を提出い
ただき、個別面接を実施の上、
採用を決定します。

- 必要経験 水泳のできる健
康な方
●募集人員 10人
●問い合わせ先 生涯学習課
(☎372227)

- 募集人数
△ロングコース(約100キロ
メートル)先着300人
△ショートコース(約48キロ
メートル)先着300人
●参加費
△ロングコース＝6,000円
△ショートコース＝4,000円
●参考資格 中学生以上の男
女で、制限時間内にゴールで
きる方。
※中学生は保護者同伴
◎詳しくは 大会ホームページ
を確認ください。

第2回 参加者募集 相馬復興サイクリング 5月26日(日)開催!!

●募集開始日時 4月5日
(金) 12時10分

●申し込み方法 (参加
申し込みのサイト)からの申
し込みとなります。



YouTube
相馬市チャンネルで
動画など公開中!!



小型家電収集対象品回収が一部有料になりました

これまで相馬リサイクルセンターへ搬入された「キーボード・マウス・テンキー」は、小型家電リサイクル対象品として無料で回収していましたが、3月末で無料での引き取りを終了しました。

4月1日以降、「キーボード・マウス・テンキー」の処分は、燃やさないごみの日に指定袋に入れごみステーションへ出すか、相馬リサイクルセンターにて有料で処分をお願いします。

●問い合わせ先 生活環境課 (☎37-2143)

お知らせ

放課後子ども教室スタッフ募集

市教育委員会は、小学校などで「放課後子ども教室」を開設しています。

この教室は、放課後に地域の大人が子どもたちを見守ることで、子どもたちの安全な居場所を確保し、健やかな成長や豊かな心を育むことを目的に実施しています。

- 保険 教育委員会にて団体保険に加入します。
- 謝金 1時間単位で700円（平成30年度実績）を支給します。
- 申込・問い合わせ先 生涯学習課（☎ 372187）



新規出店 チャレンジショップ 希望者募集

市は、新規事業者の起業を支援・育成するため、月1万円の賃貸料で相馬駅前の振興ビル1階のスペースを提供しています。

- 活動時間 3回、1～2時間程度
- 対象児童 学校によって異なりますが低学年が中心です。
- 開設期間 5月下旬から2020年2月末ごろまで

放課後の子どもたちの遊びを見守る活動が中心です。具体的には、読み聞かせ、

トランプ、将棋、バドミントン、なわとび、昔遊び、折り紙などのほか、教室ごとにさまざまな活動を行っています。

- 活動内容 実際に、お客様とのやりとりを通じて店舗経営のノウハウを学んでみませんか。随时、出店希望者を受け付けています。気軽に問い合わせください。
- 問い合わせ先 商工観光課

認知症カフェのお知らせ

認知症に関するお悩みの相談や、情報交換ができる交流カフェを開催しています。どなたでも、気軽に参加ください。

【オレンジカフェはまなす館】

- 日程 ▽4月10日(水)、23日(火)
- ▽5月8日(水)、28日(火)
- ▽6月12日(水)、25日(火)
- 時間 14時～15時30分
- 場所 総合福祉センター(はまなす館)
- 問い合わせ先 市社会福祉協議会（☎ 36-5033）

英語で祝うイースター祭り

Easterは復活祭ともいわれ、春の到来を祝う大きな行事です。ティアと英語でお祝いします。※どなたでも参加できます。

- 日時 4月21日(日) 11時から13時

- 申込期限 4月15日(月)
- 定員 40人(申し込み順)
- 場所 アムウェイハウス相馬
- 参加料 500円(昼食代)
- 会費 一回500円

- 申込・問い合わせ先 NPO法人相馬国際交流の会 荒（☎ 080-5220-6298）
- 主催 NPO法人相馬国際交流の会 荒（☎ 080-5220-6298）

国際理解を深めるため、楽しく英語を学べる市民英語教室（英検3級程度）は、一緒に学ぶ生徒を募集しています。

市民英語教室

- 日時 毎週金曜日(月4回) 18時30分～20時
- 場所 アムウェイハウス相馬
- 会費 一回500円
- 申込期限 4月15日(月)
- 定員 40人(申し込み順)
- 場所 アムウェイハウス相馬
- 参加料 500円(昼食代)
- 会費 一回500円
- 申込・問い合わせ先 NPO法人相馬国際交流の会 荒（☎ 080-5220-6298）
- 共催 一般社団法人日本アムウェイ財団
- 申込・問い合わせ先 NPO法人相馬国際交流の会 荒（☎ 080-5220-6298）

<災害時に防災・避難情報を配信>

防災メールの登録を!!

携帯電話のメールアドレス（キャリアメール）以外からも登録できます。

- 問い合わせ先 地域防災対策室（☎ 37-2121）



QRコードを読み取って空メール送信

